

今月のお知らせ

相続税の改正により、7月1日より「配偶者居住権」が施行されました。

詳細内容はこれからの通達等により明らかになります。

第 3 0 5 号
令和元年7月1日
税理士法人大嶋会計
公認会計士・税理士
大嶋良弘
TEL 043-241-6121
FAX 043-243-3430
URL <http://www.osmk-ohb.co.jp>
E-Mail yohshima@osmk-ohb.co.jp

早いもので今年も6か月が過ぎました。

梅雨に入り蒸し暑い日々が続いています。今朝（7月2日）は、特に蒸し暑く自宅から歩いて電車に乗るだけで汗だくになりました。電車に乗っている間に汗が引くのを待ちながら、今日明日の予定等を再確認し、朝礼で何を話すかの題材なども考えます。

今朝、朝礼で話したことは、

「数字には二つの姿がある」という点です。

一つは、「正確性を表現した数字」です。

二つ目は、「早さを求められる数字」です。

「正確性」は、決算数値、税務申告等の確定数値です。会計事務所の強い分野です。

「早さ」は、月次の状況を翌月の5日くらいには把握する月次概要です。

経営者にとり、先月の概要、それをもとにした翌月以降の対応等を考える速

報値です。会計事務所の弱い分野です。

月次の確定数値が翌月の20日以降に出ても、すでに今月の2/3は過ぎて
います。

経営者が求める「早い数値」は、精度が90%程度で十分です。その後、
確定値を求める作業をすればよいのです。

「早い数値」を求める作業は、当初75%くらいの精度でも良いと考えて
います。何回かの作業を経ることで、精度が上がっていきます。

当事務所では、遅まきながらこの体制をとれるよう着手します。この体制
を確立するには、お客様との十分な連携が必要になります。

今後、この方向性を失わず、皆様のお役に立てる会計事務所を目指します。

以上